

## 西区在宅サービスセンター施設利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西区在宅サービスセンター設置及び運営規程(以下「規程」という。)の第2条の設置の目的を達成するため及び第9条の規定により、西区在宅サービスセンター(以下「センター」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (施設の利用)

第2条 規程第8条に規定する、施設の一部利用を認める団体とは、原則として西区内に活動拠点を有する団体とする。

2 一部利用を認める施設は、研修室、調理室、ボランティア室、点訳室、録音室とする。ただし、研修室については、分割で利用することを認める。また、ボランティア室については、西区福祉ボランティア連絡協議会の管理のもと使用されること。

### (利用条件)

第3条 施設の利用条件は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業であること。
- (2) 社会福祉に関する活動であること。
- (3) 営利、宗教及び政治活動を目的とした利用でないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれのないこと。
- (5) 本会の実施する事業や建物管理上の作業の支障にならないこと。
- (6) 本会にボランティア登録もしくは使用者登録がされていること。

### (利用申込の手続)

第4条 第2条の規定によりセンターの施設を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した施設利用申込書を社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会(以下「本会」という。)会長へ提出し承認を受けなければならない。

- (1) 申込団体の代表者の住所・氏名
  - (2) 活動の拠点
  - (3) 利用の目的
  - (4) 利用の期日及び時間
  - (5) 利用する施設の名称
  - (6) 利用予定人員
  - (7) その他会長が指定する事項
- 2 前項の施設利用申込書は、利用しようとする日の属する月の2か月前の1日(以下「受付開始日」という。)以後に申し込むことができる。ただし、受付開始日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)のいずれかの日にあたるときは、同項の規定にかかわらず、受付開始日以降の最も近い休日等でない日を受付開始日とする。また、会長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 会長は、施設利用を承認する場合は施設利用承認書を申込者に交付する。

### (利用権の譲渡)

第5条 利用承認を受けた者は、施設の利用権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。

### (利用料)

第6条 施設の利用料は、無料とする。ただし、会長は、施設を利用するものに対し光熱水費等の実費を負担させることができる。

(時間区分)

第7条 施設の利用時間等は、年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除く日の午前9時15分から午後4時45分までとし、午前と午後に分けて利用申し込みを受付ける。午前は、午前9時15分から午前11時45分までの範囲とし、午後は午後1時15分から午後4時45分までの範囲とする。

(仮申込)

第8条 申込者の利便を考慮し、利用手続き以前に電話等で仮申込を受付けることができる。この場合は、電話等を受けた日から7日以内に利用承認申込書の提出を求め、期限までに提出がない場合は、仮押さえを無効とする。

(様式)

第9条 様式類は、次のとおりとする。

- (1)施設利用申込書・承認書(第1号様式)
- (2)利用チェック表(第2号様式)
- (3)利用台帳(第3号様式)
- (4)使用者登録カード(第4号様式)

(手続等)

第10条 前条の様式類の事務取扱いは次のとおりとする。

- (1)施設利用申込書の提供があった場合は、控えをとり、原本は施設利用申込書として決裁後、施設利用申込書綴りに保管し、控えは公印を押印のうえ申込者に施設利用承認書として交付する。
- (2)利用チェック表は鍵の交付時に渡し、鍵の返却時に回収する。
- (3)申込者から施設利用申込書の提出があった場合又は電話等による仮申込の申し出があった場合に、利用台帳に利用しようとする施設の利用予定を記入する。

(取り消し)

第11条 施設利用申込に際しては、災害時における災害ボランティアセンターの運営等、本会事業にかかるやむを得ない事由により使用許可の取り消しを行う必要がある場合は申込を取り消すことができる。この場合、施設利用承認書交付後に取り消しを行う場合は、使用許可申請者に説明の上、施設利用申込書にその旨記載し、利用台帳の当該予定を見え消しにして処理する。

(取り下げ)

第12条 施設利用承認書交付後の行事中止等による取り下げ連絡のあった場合は、施設利用申込書にその旨記載し、利用台帳の当該予定を見え消しにして処理する。

(委任)

第13条 規程並びにこの要綱に定めのない事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。